

～行田の歴史と文化を感じるまち並みづくり～ ふるさとづくり事業をご活用ください

市では、足袋蔵などの歴史的資産を活用した景観整備を推進するとともに、地域の皆さんと一体となって街なかのにぎわい創出を図るため、「ふるさとづくり事業」を実施しています。歴史的建築物が集積する行田地区およびその周辺の地区で、自宅や店舗の改修などを予定されている方は、本制度の活用をご検討ください。

平成30年度から新たに「日本遺産構成資産公開活用促進事業」を追加し、昨年4月に日本遺産に認定された「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」のストーリーを構成する歴史的建築物を広く一般公開するための改修を行う所有者の方などに対しても、整備費用の一部を補助します。

事業名	事業内容	対象	補助率	限度額
A. 足袋蔵等歴史的建築物改修・活用事業	歴史的建築物を改修し、その建物を活用して10年以上にわたり公益性の高いソフト事業を実施する事業に補助します。	①NPO法人②地域活動団体③ボランティア団体④商業や農業などの関連団体	10分の10以内	2,000万円
B. 行田らしいまち並みづくり事業	城下町や足袋のまちとしてにぎわった行田をイメージさせる外観に建物を改修したり、塀や看板などを設置・改修したりする事業に補助します。	建築物を所有する個人・事業者または団体	2分の1以内	100万円
C. おもてなし・にぎわい創出事業	観光拠点への案内標識の整備や、空き店舗を活用して休憩・授乳できる施設整備事業に補助します。	建築物を所有する個人・事業者または団体	2分の1以内	40万円
D. 日本遺産構成資産公開活用促進事業	日本遺産構成資産の歴史的建築物を改修し、この建物を活用して10年以上にわたって広く一般公開する事業に補助します。	①建築物を所有する個人・事業者または団体 ②所有者の同意を得た者	3分の2以内	500万円

「行田らしいまち並みづくり事業」の対象となる事例



店舗の改修



外壁の改修



塀の改修

▶補助対象要件

- ・行田地区およびその周辺の地区であること
- ・市内業者の施工であること
- ・市税などの滞納がないこと

▶その他 審査会の審議を経るため、申請から決定までにおおむね1カ月半程度かかります。

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線309)

ご参加ください「市政懇談会」

市では、市民の皆さんの「声」を市政に反映させるため、市政全般についての意見交換を行う「市政懇談会」を開催します。次のとおり須加地区で懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

▶開催日時・場所

5月25日(金)午後7時～8時30分・須加公民館

▶その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。

▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

平成30年工業統計調査を実施します

わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした「平成30年工業統計調査」が、従業員4人以上の全ての製造事業所を対象に、6月1日(金)を調査期日として行われます。調査結果は、中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。

この調査は統計法に基づく重要な統計調査ですので、調査票の回答にご協力をお願いします。

▶問い合わせ 企画政策課統計担当(内線310)

市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差押えなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差押えなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※平成30年中の延滞金の率は、法律の規定により年8.9パーセントです(ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.6パーセント)。

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午
※年末年始を除く
- ▶夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時
※祝日、年末年始を除く
- ▶場所 収納課

ご存じですか 納税猶予制度

市税は納期内納付が原則ですが、「災害、盗難、疾病」、「事業の休廃止」、「事業継続や生活維持の困難」などの一定要件に該当する場合には、申請により原則として1年以内に限り納付時期の遅延や分割納付、財産の差押や換価が猶予される場合もあります。

平成30年度 市税納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月2日(月)	8月31日(金)	10月31日(水)	12月25日(火)
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期
	5月31日(水)	7月31日(火)	10月1日(月)	11月30日(金)
軽自動車税	全期			
	5月31日(水)			
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月31日(火)	8月31日(金)	10月1日(月)	10月31日(水)
	第5期	第6期	第7期	第8期
	11月30日(金)	12月25日(火)	1月31日(水)	2月28日(水)
第9期				
	4月1日(月)			

市税の納付は口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないことに気付いたことはありませんか。「うっかり」ということもあるでしょう。それを防ぐのが口座振替です。一度手続きをしていただければ、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▶申し込み 預金通帳と通帳届出印を持参し、市内各金融機関窓口または収納課で手続きをしてください。また、収納課では、キャッシュカードとその暗証番号により申し込みができます。申し込みの際は、取り扱えない金融機関や取り扱えないキャッシュカードがありますので、事前に問い合わせください。

コンビニで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。

▶コンビニで納付できない納付書

- ・納期限を過ぎた納付書
 - ・バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書
 - ・各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超える納付書
 - ・金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書
- ※これらの場合は、金融機関などをご利用ください

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)